

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年10月15日答申分

## ○答申の概要

|                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                 | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900336 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000008 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 1 月から昭和 41 年 3 月まで

国民年金納付組合員徴収カードが見つかったため、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金の記号番号(\*)は、昭和 41 年 4 月頃に払い出されており、この時点では請求期間のうち一部の期間は納付期限を経過しているため、請求者が主張する納税組合による現年度納付はできない。

しかしながら、請求者が提出した昭和 38 年度から昭和 43 年度までの国民年金納付組合員徴収カード(以下「徴収カード」という。)には、請求者の氏名及び生年月日が記載され、請求者に係る国民年金の記号番号が払い出される前に収納された理由是不明ではあるものの、昭和 38 年度の 1 月(昭和 39 年 1 月)から昭和 40 年度の 3 月(昭和 41 年 3 月)までは、毎月月末頃の日付印が押印されており、事後に手が加えられたなどの不自然な点は見当たらない上、オンライン記録で納付とされている昭和 41 年度 4 月から昭和 43 年度 9 月までについても、ほぼ毎月月末頃の日付印が押印されており、請求期間との違いはうかがえない。

また、合併前の A 町(現在は B 市)の年金事務担当者は、請求者が提出した徴収カードの様式は見覚えがあり、徴収カードに日付が押してあった記憶がある旨陳述している。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳には、昭和 38 年度 4 月から 12 月までの保険料に関する記録欄に届出前消滅と記載されているところ、徴収カードには昭和 38 年度の 1 月(昭和 39 年 1 月)から日付印が押印されていることから、請求者は、昭和 39 年 1 月分から保険料納付が可能であったことを知っていたことがうかがえ、又、当該徴収カードには国民年金保険料の還付に係る記載はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900335 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000007 号

## 第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 52 年 4 月から勤務していたが、会社が厚生年金保険に未加入だったので、昭和 52 年 4 月から会社で国民年金の加入手続をし、経理担当者に国民年金保険料を支払っていた。請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、A社に昭和 52 年 4 月から勤務し、会社が厚生年金保険に未加入だったので、会社で国民年金の加入手続をし、経理担当者に国民年金保険料を支払っていた旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号は、昭和 57 年 5 月 10 日に払い出されたことが確認でき、B市の国民年金被保険者名簿では、国民年金の資格取得年月日は「49. \* . \*」、その受付年月日は「57. 4 . 8」とされ、昭和 57 年 4 月時点において、請求期間のうち、昭和 54 年 12 月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない上、それより前に請求者に別の国民年金の記号番号の払い出しが確認できない。

また、請求者は国民年金保険料の国等への納付に直接関与していないことから、国民年金保険料の具体的な納付状況が不明であるとともに、当時の会社の経理担当者は、既に亡くなっているため、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。